2　測定器の条件

⑴　擬似負荷（減衰器）の減衰量は、20dB程度以下とする。

⑵　副次発射探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

掃引周波数幅	９kHzから搬送波周波数の10倍以上まで
分解能帯域幅	測定周波数が９kHzから150kHzまでの場合は、１kHz 測定周波数が150kHzから30MHzまでの場合は、10kHz 測定周波数が30MHzから１GHzまでの場合は、100kHz 測定周波数が１GHzを超える場合は、１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑶　副次発射測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	測定する副次発射周波数（探索された周波数）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	測定周波数が９kHzを超え150kHz以下の場合は、１kHz 測定周波数が150kHzを超え30MHz以下の場合は、10kHz 測定周波数が30MHzを超え１GHz以下の場合は、100kHz 測定周波数が１GHzを超える場合は、１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定する。

⑵　送信を停止し、受信状態とする。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を２⑵のように設定して掃引し、分解能帯域幅の異なる帯域ごとに副次発射の振幅の最大値を探索する。

⑵　探索した結果が設備規則に規定する許容値の１／10以下の場合は、探索値を測定値とする。

⑶　探索した結果が設備規則に規定する許容値の１／10を超えた場合は、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるために周波数掃引幅を10MHz及び１MHzのように分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして、副次発射の周波数を測定し、スペクトル分析器を２⑶のように設定し、平均化処理を行って平均電力を測定する。

⑷　スペクトル分析器を２⑵のように設定し、１GHzから搬送波周波数の10倍以上までの範囲において副次発射の振幅の最大値を探索する。

⑸　⑵及び⑶と同様に測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　４で測定した結果が設備規則に規定する許容値の１／10以下の場合、技術基準の異なる周波数範囲ごとに最大の１波を周波数とともにnW又はpW単位で記載する。

⑵　４で測定した結果が設備規則に規定する許容値の１／10を超えた場合、全ての測定値を周波数とともにnW単位で記載し、かつ、技術基準の異なる周波数範囲ごとに電力の合計値をnW単位で記載する。

6　その他

⑴　コンピュータは、振幅の平均値を求める場合に使用する。

⑵　測定系を含めてスペクトル分析器の感度が足りない場合は、信号と雑音の適切な比を確保するために低雑音増幅器を使用する。

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１９号

青森県八戸市大字豊崎町字桜沢13番地１、前住所青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字柴山２番地208

債務者　杉山　　透

１　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　下川原利也

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月26日午前10時

５　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで

青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２９号

青森県三戸郡階上町蒼前西３丁目９番地1933コーポＨ＆Ｋ　Ｆ号室、前住所青森県三戸郡階上町大字赤保内字道仏道添17番地115

債務者　内城　健治

１　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　小西　弘晃

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月26日午前10時30分

５　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで

青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１５１号

群馬県高崎市吉井町吉井913番地７

債務者　堀越　智彦

１　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　木村　仁美

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月10日午前10時５分

５　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで

前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４２号

新潟県上越市仲町４丁目２番23―801号　ダイアパレス高田駅前801号

債務者　大天　和也

１　決定年月日時　平成23年５月25日午前11時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　筒井　具子

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月25日午後２時15分

５　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで

新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第２４号

兵庫県美方郡新温泉町丹土278番地の１

債務者　フレンドショップあたごこと　西坂　清尊

１　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　辻本　武之

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午後４時30分

５　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで

神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第５５号

横浜市中区山田町８番地１　フロール山田町第３―911号

債務者　梅津　信雄

１　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　大塚　達生

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午前11時10分

５　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０号

長崎県五島市富江町富江164番地

債務者　山田　政則

１　決定年月日時　平成23年５月24日午後２時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　井上　　航

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月５日午前10時15分

５　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで

長崎地方裁判所五島支部